

「研修履歴活用アプリ」を活用した対話に基づく受講奨励に関するQ&A（令和5年度）

「目的・趣旨」に関すること

Q1 なぜ、研修履歴の記録が必要なのですか。

A

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）」（令和4年7月1日施行）により、教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが導入されたからです。

令和3年審議まとめで示された「新たな教師の学びの姿」を実現するには、学校管理職等と教職員との積極的な対話に基づく、一人一人の教職員に応じた研修等の奨励などを通じた教職員の資質向上のための環境づくりが求められており、より確実に学びの契機と機会が提供される研修履歴の記録と当該記録を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが導入されました。

（※ 「研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等」は令和5年4月1日施行。）

Q2 「新たな教師の学びの姿」とはどのような姿ですか。

A

「新たな教師の学びの姿」は、高度な専門職である教師にふさわしい主体的な姿勢の尊重、学びの内容の多様性の重視、自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びのスタイルの多様性の重視等を鍵としつつ、以下に示すような、変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的に学んでいく姿です。

- ・変化を前向きに受け止め、探究心をもちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- ・求められる知識・技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- ・新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教員等の個性に即した「個別最適な学び」
- ・他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

Q3 研修履歴の記録は、どのような目的で行われるのですか。

A

学校管理職等と教職員との積極的な対話に基づく、研修の奨励などを通じた教職員の資質向上に活用するためです。また、教職員が学びの成果を振り返ったり、自らの成長実感を得たりすることがより一層可能になると考えています。

教職員の学びは、具体的な目標に向かって、体系的・計画的に行われることが必要であると考えています。自律的、体系的・計画的な学びを実現するためには、自らの学びを適切に振り返りつつ、適切な目標の設定と現状の適切な把握が必要です。「将来の姿」、「現在の姿」を適切に設定するに当たっては、教職員と学校管理職等が、本県教職員の育成指標や、これまでの研修受講履歴等を手がかりとして、積極的な対話を行うなど、成長の支援を適切に行うことが効果的であると考えています。

Q4 受講奨励は、どのような目的で行われるのですか。

A

対話に基づく受講奨励は、教職員と学校管理職が対話を繰り返す中で、教職員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくために実施するものです。

Q5 受講奨励の「受講」とは、何を意味しているのですか。

A

「受講」とは、奈良県教育委員会（以下「県教委」という。）等が実施する研修講座への受講のみではなく、教職員の資質能力を向上させるために行う自己研修、研修活動を含みます。

Q6 受講奨励を行うことで、どのような成果を期待しているのですか。

A

これまで受けてきた研修履歴が可視化されることにより、無意識のうちに蓄積されてきた自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていきたい分野・領域、新たに能力開発をしたい分野・領域を見出すことができ、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることを期待しています。

Q7 受講奨励された研修は必ず受講しなければならないのですか。

A

対話に基づく受講奨励は、教職員が探究心をもちつつ、自律的に学ぶことや主体的な学びをマネジメントすることが前提であり、教職員の意向を十分にくみ取って行うものです。学校管理職には、強制的な受講奨励とならないように留意するようお願いしています。

Q8 研修履歴の記録は、教員等の負担につながりませんか。

A

研修履歴の記録については、記録することが過度な負担となったり、記録すること自体が目的化したりすることがないように実施要領に示しています。また、研修履歴の記録のために研修レポート等の報告を求めるものではありません。研修履歴の記録については、県教委が開発するアプリ（研修履歴活用アプリ）を活用します。

Q9 毎年度必ず研修を受講していかなければならないのですか。

A

研修履歴活用アプリを活用した対話に基づく受講奨励は、研修の管理を強化するものではありません。一人一人の教職員が、自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、主体的に研修に打ち込むことが大切であり、適切な現状把握と主体的・自律的な目標設定の下で、新たな学びに向かうための「手段」として研修を進めてください。

「対象となる教職員」に関すること

Q10 県教委が「研修履歴活用アプリ」を活用した対話に基づく受講奨励に関する実施要領で定めている「講師」と「臨時的任用教員」の違いは何ですか。

A

「講師」は、任用の期限を附さない常勤講師のことです。

「臨時的任用教員」は次の者を指しています（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条を参照）。

- ・ 臨時的に任用された者
- ・ 会計年度任用職員
- ・ 任期を定めて採用された者

Q11 臨時的任用教員等については、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行うことも可能とする」となっているのはなぜですか。

A

教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第22条の5に基づき、対象者は「公立の小学校等の校長及び教員」と定められており、臨時的任用教員等は含まれていません。ただし、教特法第21条第1項の規定により、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないことにならないことから、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励が行えるようにしています。

Q12 国のガイドラインには、事務職員は対象の範囲に入っていないですが、奈良県で対象としているのはなぜですか。

A
教特法第 22 条の 5 の規定では事務職員は対象外ですが、地方公務員法第 39 条の規定により研修を受ける機会が与えられていることや本県市町村立小中学校事務職員の資質向上に関する指標を定めて研修を実施していることから、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励が行えるようにしています。

Q13 市町村費負担教職員はどのような扱いになりますか。

A
市町村費負担教職員については、県教委が定める対象の範囲ではありませんが、教特法に基づき、任命権者である市町村教育委員会（又は市町村）が記録等について定め、実施することとなります。

「研修履歴活用アプリの利活用」に関すること

Q14 県教委が開発する「研修履歴活用アプリ」では何ができるのですか。

A
県教委が開発する研修履歴活用アプリでは、Google フォームを活用した研修履歴の記録や研修受講履歴等の確認を行うことができます。また、今後、研修申込み、研修講座の案内等の機能を拡充させていく予定です。
（※研修履歴活用アプリの利用には、県域同一ドメイン (@e-net.nara.jp) による Google アカウント（以下「いいネットならアカウント」という。）が必要です。）

Q15 「研修履歴活用アプリ」の操作方法について、研修等を行う予定はありますか。

A
研修履歴活用アプリの操作方法等については説明動画等を作成し、教育研究所の Web サイト、教育研究所 YouTube チャンネル等に掲載する予定です。（[「令和 6 年 1 月 31 日付け教研 第 879 号」にて通知しています。](#)）（令和 6 年 2 月更新）

Q16 「研修履歴活用アプリ」はどこからログインすればよいですか。

A
研修履歴活用アプリへのログインは、教育研究所の Web サイトからお願いします。（[「令和 6 年 2 月 1 日付け教研 第 881 号」にて通知しています。](#)）（令和 6 年 2 月更新）

Q17 いいネットならアカウントをもっていないのですが、「研修履歴活用アプリ」を利用することはできますか。

A
いいネットならアカウントを付与されていない方は「研修履歴活用アプリ」を利用することはできません。利用できるのは、いいネットならアカウントを付与されている教職員、市町村教育委員会の職員、県教委の職員です。

「研修履歴活用アプリを活用した対話に基づく受講奨励の役割」に関すること

Q18 研修等に関する記録について、「県教委が作成する」としているのはなぜですか。

A
教特法第 22 条の 5 の規定により、研修等に関する記録の作成は、任命権者が作成することとなっています。したがって、本県では、公立学校の教職員（ただし、県費負担教職員に限る。）に係る研修等に関する記録について、県教委が開発する研修履歴活用アプリで行います。

Q19 実施要領には、「教職員への研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は校長が行う」となっていますが、なぜ指導助言者である教育委員会ではないのですか。

A

研修履歴活用アプリを活用した対話に基づく受講奨励は、法律上、指導助言者である教育委員会が行うこととされています。しかしながら、實際上、校長は、所属職員を監督し、人材育成を含む校務全般をつかさどる立場にあり、個々の教職員の資質向上を促す第一義的な役割を担っていただいています。このことから、研修履歴活用アプリを活用して、対話に基づき教職員の資質向上に関する指導助言等をお願いします。

Q20 学校規模等によっては、校長が一人一人と対話をしていくのは困難ではありませんか。

A

受講奨励等が校長にとって過度な負担とならないよう、当該学校の規模や状況に応じて、副校長・教頭等の学校管理職と役割を分担することができます。ただし、その場合は校長の適切な権限の委任の下で実施していただくようにお願いします。

Q21 実施要領の教職員の役割には「教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための取組」とありますが、どのような取組ですか。

A

教師には、職責遂行上の義務としての教員研修だけではなく、例えば、今後の職務や教職生涯を見通した主体的な学び、教師同士や家庭・地域・関係機関等との連携・協働を通じた学びなどの「主体的・対話的で深い学び」が求められています。

そのため、教師自身が、新たな領域の専門性を身に付けるなど、全教員に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて強みを伸ばす個別最適な学びが重要とされています。さらに、個別最適な学びとの往還も意識しながら、他者との対話や振り返りなどの機会を教師の学びにおいて確保するなど、協働的な教師の学びも大切です。こうした機会としては、例えば各学校において行われる校内研修や授業研究など、「現場の経験」を含む学びが、同僚との学び合いなどを含む場と考えられます。また、教師自らが研修講師として、自らの得意分野に関する知見を発信する形式の研修なども想定されます。

「対話に基づく受講奨励」に関すること

Q22 校長は、副校長・教頭等の学校管理職と役割を分担することも可能となっていますが、分担して受講奨励を行う場合、どのようなことに留意する必要がありますか。

A

校長以外の学校管理職が受講奨励を行う場合には、校長の適切な権限委任の下、役割を分担してください。また、対話に基づく受講奨励は、教職員と学校管理職とが対話を繰り返す中で、教職員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的にマネジメントするためのものです。校長は役割を分担する上で十分に副校長・教頭と共通理解を図ってください。なお、校長以外が行う受講奨励であっても強制的な受講奨励にならないよう留意してください。

Q23 受講奨励の時期は校長が定めるとなっていますが、県教委で具体的な時期などは想定されていますか。

A

県教委として具体的な時期は定めていませんが、国のガイドラインでは、人事評価に関わる期首面談や期末面談の機会を活用することが想定されています。ただし、研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではありませんので、受講奨励の際には留意してください。

Q24 期首面談の際に行う受講奨励は、どのような点に留意して行えばよいですか。

- A
- 校長等の学校管理職は、次のことについて研修受講の奨励（情報提供や指導助言）を行うことが考えられます。
- ・指標・教職員研修計画や個々の教職員の職責・経験・適性に照らした人材育成。
 - ・学校が目指す教育を進めるために必要な専門性・能力の確保など。
- 同時に、教職員へは、自らの専門職性を高めるために主体的に学びをマネジメントしたり、学校を支える力を獲得・強化したりする観点から自らの職能開発のニーズも踏まえた目標設定を促してください。

Q25 期首面談等の機会以外に受講奨励を行うことは可能ですか。

- A
- 期首面談等の機会以外にも受講奨励を行うことは可能です。研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は、教職員の意欲や主体性の尊重、学校組織としての総合的な機能の発揮、個々の教職員の人材育成の観点など、これらが調和した効果的な職能開発を行うためのプロセスであることから、定型的な面談のほか、様々な機会をとらえて、対話に基づく受講奨励を行うようお願いします。

Q26 研修履歴の記録は過去の分も申請しなければならないですか。

- A
- 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）により、令和5年4月1日から研修履歴の記録が施行されました。そのため、研修履歴の記録は令和5年4月1日以降に受講した研修が対象となります。

「研修履歴の記録の範囲」に関すること

Q27 研修実施者とは誰を指しますか。

- A
- 研修実施者とは、教特法第20条第1項に規定する研修実施者をいい、中核市の県費負担教職員の場合は当該中核市教育委員会、市町村が設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。）の県費負担教職員の場合は当該市町村教育委員会、それ以外の場合は任命権者のことを指します。本県では、奈良市教育委員会が中核市教育委員会に該当します。

Q28 研修実施者が実施する研修には、どのような研修がありますか。また、県教委が行う研修を記録しなくてはいけないのはなぜですか。

- A
- 奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）が開催する研修のほか、県教委事務局の各課室が開催する教職員研修などがあります。中核市教育委員会が行う研修はQ29を参照してください。
- なお、県教委等の研修実施者が行う研修が必須記録研修となっているのは、教特法第22条の5に定められているからです。
- 一方、国のガイドラインには、「研修実施者が実施する「研修」と称されるものには、資質の向上を目的に行われるものと、事実上の情報提供や説明会に留まるものの双方が想定されるが、後者と判断されるものは記録の対象としないことも考えられる。」や「情報伝達を目的とするものや、例年確認的に行われているものなどは、記録のための記録となり、教師の負担が高まる可能性があり、記録にはなじまないと考えられる。」と示されていることから、例えば教育課程研究集会など、県教委が開催する研修等であっても必須記録研修として記録することがなじまないものもあると考えています。（令和6年2月更新）

Q29 中核市（奈良市）教育委員会が実施する研修は、どのような位置付けですか。

- A
- 実施要領に示す必須記録研修のうち、研修実施者が実施する研修に該当します。中核市の県費負担教職員は、必須記録研修として研修履歴に記録するようにしてください。

Q30 任意記録研修にある職務研修は、必ず記録しなければならないのですか。

A
任意記録研修は、必ず記録しなければならないものではありません。しかしながら、職務研修は、服務監督権者である教育委員会や校長の判断の下、教職員の資質向上に大きく寄与する研修として受講するため、研修履歴を記録することが望ましいと考えています。

Q31 「学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修」とはどのような研修ですか。

A
例えば、国や都道府県等による研究委託（指定）を受け、年間を通じて学校ごとに主題を設定した上で組織的に行う研究活動などを想定しています。また、各地域や学校の教育課題に即して学校全体で体系的、計画的に学び合い、振り返りながら資質向上を図る研修等も考えられます。
ただし、情報伝達のみを目的とするものや年度初めに確認的に行われる研修会など、実質的に教員等の資質向上のための研修に当たらないものは、研修履歴の記録にはなじまないと考えています。

Q32 校内研修を記録していく場合に注意することはありますか。

A
教職生涯を通じて資質向上を図るため、研修履歴の記録を活用し、学びを振り返ることで「新たな教師の学びの姿」を実現していくという趣旨に則って記録するものであることから、記録自体が目的化することのないよう留意してください。（Q1を参照）

Q33 「教職員が自主的に参加する研修等」について、記録対象としたのはどのような理由ですか。

A
今回の研修履歴の記録を活用した対話に基づく受講奨励は、一人一人の教職員が、自らの専門職性を高めるために主体的に学びをマネジメントしたり、学校を支える力を獲得するために自らの職能開発に取り組んだりするために行うものです。そのため、学校管理職は教職員の職能開発の参加状況や研修の実施状況を踏まえ、研修履歴を振り返りながら資質向上のための指導助言に生かすため、教職員は学びの成果や成長実感、今後の課題などを振り返るために役立つものと考え、記録対象としています。
ただし、不定形のために詳細な把握が困難なものや勤務時間外に行われるものなど、多様な内容・スタイルの学びが考えられるため、教職員と学校管理職との相談の上、選択的に記録するように留意してください。

Q34 研修履歴の記録の範囲に「研究活動」とありますが、どのような活動を想定されていますか。

A
研究活動については、実施要領に記載のとおり、国や県などから委託（指定）を受けた研究や、教科等研究会の活動、学校ごとに組織的に行う研究等を考えています。その他、教職生涯を通じて資質向上を図る目的で行う自主的な研究活動等も考えられます。ただし、不定形のために詳細な把握が困難なものや勤務時間外に行われるものなど、多様な内容・スタイルの学びが考えられるため、教職員と学校管理職との相談の上、選択的に記録するなど、記録することが過度な負担となったり、記録すること自体が目的化したりすることがないように留意してください。

「研修履歴の記録の方法」に関すること

Q35 研修履歴の記録は、研修等の受講修了後に教職員が申請するとなっていますが、教職員が申請した研修等を記録するかどうかはどのように判断すればよいですか。

- A
- 教職員が申請した研修が、必須記録研修か任意記録研修又は研究活動かを確認してください。その上で、必須記録研修であれば研修履歴として記録する必要があるため、研修履歴活用アプリで記録してください。一方、任意記録研修、研究活動の中でも、特に「教職員が自主的に参加する研修等」については、Q29～33も参考に、次の内容を考慮した上で校長等の学校管理職が決めてください。
- ・当該教職員に応じた指標を基に、適切な現状把握と主体的・自律的な目標設定がされているか。
 - ・当該教職員に応じた指標と照らし合わせて、研修等の内容が著しく逸脱していないか。また、当該教職員の専門職性や職能開発といった資質向上に寄与する内容であるか。
 - ・出張を命ずる研修、職務に専念する義務の免除の対象となる研修となるかどうか。
 - ・主催者が国、地方公共団体及び都道府県教育委員会等の公的機関かどうか。
 - ・大学等の教育機関が主催する研修等のうち、教科等に関わる研修等又は学校組織に係る内容であるかどうか。
 - ・勤務校以外の学校が主催する研修であるかどうか。
 - ・民間企業やNPO等のうち、教育や校務等に係る内容の研修であるかどうか。
 - ・研修等の目的が、教職員、部活動、学校（校務等）及び学校の特色化・魅力化等に関するものかどうか。

Q36 自己研修として職専免により校外研修を行った場合に求められる報告書は、研修履歴への記録で代替することは可能ですか。

- A
- 学校管理職への校外研修の報告は、服務制度上、校外研修として職務専念義務を免除する場合に所定の報告を要することとしているものであることから、研修履歴への記録で代替することはできません。

Q37 研修履歴の記録は任命権者が作成することとされていますが、教職員が申請した研修等の記録を学校管理職が判断し、研修履歴活用アプリに記録することは問題ありませんか。

- A
- 国のガイドラインには、「情報システム上で機械的に記録されたり、学校管理職等が所属職員分をまとめて記録したり、教師個人が自ら記録したりするなど、様々な方法が想定される。これらは、研修の態様や内容、記録すべき内容などに応じて、任命権者において適切な方法を定めることが望ましい。」と記載があるため問題ないと考えています。
- ただし、記録の作成主体は任命権者であることから、記録された後の伝達・経由方法なども含め、関係者の役割分担等を実施要領で定めています。

Q38 教職員が異動した場合、研修履歴の記録はどのように取り扱われますか。

- A
- 研修履歴活用アプリで記録するデータは、いいネットならアカウントで管理・運用しますので、記録されたデータについて、教職員の異動等によって新たに操作していただく必要はありません。

Q39 年間を通じて複数日の設定がある研修の日程の一部を欠席した場合、研修履歴の記録はどのように記録されるのですか。

- A
- 令和5年度の研修履歴の記録については、研修の一部を欠席した場合であっても、研修の主催者が受講修了と判断する場合には、一つの研修履歴として記録してください。（※令和6年度以降は、複数日設定されている研修であっても実施日ごとに記録できるよう研修履歴活用アプリのさらなる開発を進めているところです。）

Q40 必須記録研修のうち、県教委等の研修実施者が主催する研修については「研修記録を登録 R5 研修講座用」から申請フォームにアクセスできるが、「大学院修学休業により履修した大学院の課程等」及び「県教育委員会が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得」についてはどのように記録すればよいですか。(令和6年2月追加)

A
研修実施者以外の必須記録研修の記録については、研修履歴活用アプリの「研修記録を登録 研修・研究の登録」から申請フォームにアクセスし、必要事項を直接入力してください。

Q41 必須記録研修のうち、県教委等の研修実施者が主催する研修については「研修記録を登録 R5 研修講座用」から申請することになっているが、県教委の研修講座番号一覧に記載がない研修についてはどのように記録すればよいですか。(令和6年2月追加)

A
Q40 に該当する場合は、Q40 のAのとおり申請を進めてください。それ以外の研修等で県教委の研修講座番号一覧に記載がない場合は、お手数ですが教育研究所までお尋ねください。

Q42 研修履歴活用アプリに記録された教職員の研修履歴の記録について、修正等を行うことは可能ですか。(令和6年2月追加)

A
個人情報の適正な管理の観点から、現在、研修履歴活用アプリに記録されたデータを修正したり、削除したりすることはできません。

その他

Q43 研修履歴や研修量の多寡が人事評価の対象になりませんか。

A
研修履歴の記録や対話に基づく受講奨励は、Q1~8の回答にあるように、研修等の管理を強化するものではなく、一人一人の教職員が、適切な現状把握と主体的・自律的な目標設定の下で、新たな学びに向かうための「手段」として研修等を進めていただくためのものです。そのため、研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映することのないよう留意してください。しかし、研修等を行った結果として教職員が発揮した能力や業績等については評価することは可能です。

Q44 対話に基づく受講奨励の中には、研修コンテンツ等の活用も考えられると思いますが、県教委ではどのように研修コンテンツ等の活用を考えていますか。

A
県教委では、教職員の資質向上に役立てる研修履歴の効果的な記録のための「研修履歴活用アプリ」を開発しています。また、県教委ではこれまでYouTubeチャンネル等の動画配信プラットフォームを活用したコンテンツの開発、充実を図ってきました。
今後は、Web上の動画配信プラットフォームを活用したオンデマンドコンテンツのさらなる充実を図りながら、研修履歴活用アプリを活用した教職員の主体的かつ効果的な資質向上・能力開発の仕組みを構築していきたいと考えています。

Q45 実施要領に「研修の受講について課題のある教職員への対応」とありますが、どのような場合に研修の受講について課題があると考えていますか。

A 一人一人の教職員が、自らの専門職性を高め、誇りを持って主体的に研修を行うためには、教職員の意欲と主体性を尊重することが重要であり、教職員と学校管理職等とがこれまでの研修履歴を活用しながら対話を行い、それを踏まえた研修の実施や受講の奨励を行うことが基本です。

その上で、「研修の受講について課題のある場合」とは、

- ・合理的な理由なく法定研修や教職員研修計画に定められた対象者指定の研修等に参加しない
- ・勤務上の支障がないにもかかわらず、必要な校内研修に参加しない
- ・校内研修に形式的に参加するものの、実際には他の業務を行うといった実質的に研修に参加しているとは言えない

などの場合を想定しています。

研修履歴活用アプリの操作に関すること（令和6年2月追加）

Q46 研修履歴活用アプリの「学校教職員の申請を確認」にアクセスしようとしたが、先へ進めない場合はどうすればよいですか。（令和6年2月追加）

A 研修履歴活用アプリの「学校教職員の申請を確認」にアクセスするためには、アプリ内で学校管理職の権限が必要になりますが、システム上反映できていないものと考えられます。その場合、奈良県域 GIGA スクール運営支援センターヘルプデスクへお問合せください。（「令和6年2月1日付け教研 第881号」の別添配布資料を御確認ください。）

その他、研修履歴活用アプリのシステムに関する不具合等も上記と同様に奈良県域 GIGA スクール運営支援センターヘルプデスクへお問合せください。

Q47 教職員が同一の研修について、研修履歴の記録を誤って申請したため、再度申請したのですが、学校管理職のみ利用できる研修履歴活用アプリの「学校教職員の申請を確認」ページでどちらが再度申請したデータか判断できません。どうすればよいですか。（令和6年2月追加）

A 学校管理職のみ利用できる研修履歴活用アプリの「学校教職員の申請を確認」ページについて、教職員が申請した日時等の情報が表示されるようアプリの更新を行いました。申請日時等も踏まえた申請情報より、申請の確認もしくは差し戻しを行ってください。